



国立大学法人

長崎大学
NAGASAKI UNIVERSITY

プレスリリース

令和元年5月10日

長崎大学医学部医学科臨床教授等の称号付与式の実施について（ご案内）

本学部では、平成9年度から、臨床教育にご協力をいただいております学外の医療機関等の優れた医師に対しまして、長崎大学医学部医学科臨床教授等の称号を付与しております。

つきましては、本年度も下記のとおり付与式を実施しますので、お知らせします。

記

1. 日 時： 令和元年5月29日（水） 18時00分から
2. 場 所： 長崎大学医学部ポンペ会館 第一会議室（1階）
3. 連絡先： 長崎大学医歯薬学総合研究科総務課
長崎市坂本1丁目12番4号
TEL 819-7004 FAX 819-7166

以上

(広 報 用)

○長崎大学医学部臨床教授等の称号の付与等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、長崎大学医学部(以下「本学部」という。)における臨床教育に協力する学外の医療機関等の優れた医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授及び臨床講師(以下「臨床教授等」という。)とする。

(称号の付与の対象者)

第3条 称号は、長崎大学医学部規程(平成16年医学部規程第1号)別表第3及び別表第4に規定する臨床実習及び臨床現場で行う授業科目の実習(以下「臨床実習」という。)の指導に協力する医療機関等(本学部との間で協定書を結んだ医療機関等に限る。以下「実習協力機関」という。)の医療人であって、当該実習協力機関において直接臨床実習の指導等に当たる者に付与する。

以下略